



井上毅の天皇観における伝統と近代

林, 珠雪

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

1993-03-31

(Date of Publication)

2015-03-20

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲1188

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3092467>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1001188>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・（国籍）	リン 林	ジュ 珠	ケツ 雪	（台湾）
博士の専攻分野の名称	博士（学術）			
学位記番号	博い第208号			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
学位授与の日付	平成5年3月31日			
学位論文題目	井上毅の天皇観における伝統と近代			
審査委員	主査	教授	鈴木正幸	
		教授	布川清司	教授 安井三吉
		教授	一海知義	教授 横田冬彦

論文内容の要旨

本論文（400字詰原稿用紙換算338枚）は、日本の近代化における伝統社会と近代国家の相克を、明治国家の二大支柱であった明治憲法と教育勅語の両方の起草に関与した唯一の人物である井上毅の天皇像における伝統的君主と近代の政治的君主の原理的相克として明らかにしようとしたものである。

第1章「井上毅における前近代と近代」では、伝統的君主と近代の政治的君主を接合し得る国体原理として井上が提示した「しらす」型統治原理、すなわち君徳により自然に行われる公共的統治の原理なるものは、従来の説（鈴木正幸説）に反して、近代的統治原理と矛盾することが示される。すなわち、井上が、形式的国家法である律令に依拠しえず、神話と万世一系の血統にのみ依拠した点から、その合法的支配原理の欠如を、また、天皇統治の公共性を天皇の主観とそれを拘束する半ば宗教的な皇祖皇宗の遺志に担保させたという点から、その合理的な支配原理の欠如を本論文は指摘した。

第2章「井上毅の伝統的君主観」では、第1、2節において、近代的統治原理に背反する伝統的君主像が、井上において何故維持されたのかが、井上の思想の推移に即して検討される。その際、井上の君主観・国体観の変化を、第1期＝熊本藩校時習館時代、第2期＝江戸出府によるフランス学勉学開始から司法省出仕、仏独留学を経て1873年帰国する頃まで、第3期＝独自の国学的国体観を確立する時期に分けて検討する。

第1期の井上については、朱子学徒として、君主に民の生活を安んじる仁政を求め、法による支配を行う場合も人民の慣習を重視する社会秩序維持が不可欠であるとしていたとし、後年の彼の法治観

念と国体観念の萌芽がここにみられるとした。しかし同時に井上の君主像にあっては、君主は人民に孝悌忠信を守らせるための道徳領域への介入も必要とされたとし、第4章に述べる井上の教育勅語への対応のあり方の思想的起点が既に第1期に崩れていたことが示唆される。その上で井上は、日本の国体を一般的な孔孟仁義の国と考えたとした。

第2期、第3期の井上については、彼が西洋における「万国公法」の背後にある性法の存在と法治主義（特に手続き法としての治罪法の存在）を認識し、「万国公法」を拒否し治罪法を持たない中国を「半開化」と捉えるようになったこと、そして一方で日本の公法の近代化と、「半開化」中国と区別された日本独自の国体原理の発見が不可避となったことを述べる。次に、しかしこのことは第1期の理想的君主像だった仁君の全面否定ではなく、君主個人の規範であった第1期の朱子学的仁は、ここでは万世一系の皇族に自然にそなわった徳として転形され、これが井上独自の儒学的・国学的国体論となったことを指摘する。そしてその上で、第2章第2節までを整理した結果から、①「しらす」型統治論に依拠する時、天皇は純公的存在である故に、公的存在である近代国家官僚（大臣）は天皇の家臣たり得、したがって井上の皇室官府一体論が成立したこと、②天皇は自然に仁君たり得、したがって本質的に神聖たり得るという独特の君主観をもったが故に、大臣輔弼制が不可避的に導き出され、近代君主制における大臣責任制との接合が、井上にとって自ずと可能となったこと、の2点が導き出され、以下に示される井上の政治的行動の原理をあらかじめ示す。

第3節では、明治十四年政変後の井上の天皇像と岩倉具視・伊藤博文のそれとの差異が検討され、岩倉の家産制的君主像、伊藤の天皇機関説的な「内閣の中の天皇」像に対し、井上のそれは、徳治主義の君主と近代的君主の混合物であったとされる。

第3章「近代的政治体制の確立と井上毅の君主観」では、第1節において、内閣制度確立過程と憲法制定過程での天皇と内閣の関係をめぐる井上和伊藤の相違を、先行研究である稲田正次・坂本一登の業績を援用して検討する。すなわち、伊藤の大宰相主義（「内閣職権」）・内閣中心主義（「夏島草案」）に井上が反対し、天皇親政論の立場から単独輔弼制を憲法に盛り込んだことを指摘し、伊藤が近代化と現実政治を重視して「内閣の中の天皇」を求めたのに対し、井上は政治理念や国体を重視して「天皇の内閣」を求めたとする。すなわち、最新学説である坂本一登説が、井上の「天皇の内閣」論は、政党内閣制反対のための手段にすぎなかったとしたのに対し、本論文は、井上の「天皇の内閣」論は、井上に一貫する旧慣的社会秩序重視から来る国体重視のゆえであったとした。

第2節では、井上の「非議院制内閣論」・「君主循法主義意見」が検討され、後者において、井上は、「法」＝「ノリ」は「ノル」＝「言」に通ずることから、天皇における言と法の自然的一致を主張し、近代の政治的君主の順法主義と合致するとしたことを指摘する。その上で、天皇の言が法（井上の考える「憲法上ノ主義」）と一致しえたか否かを次章の検討課題とすると述べる。

第4章「教育勅語の発布と井上毅」では、稲田正次の実証的研究にもとづき、次の諸点を指摘する。

①井上は、「立憲政体ノ主義」にもとづく順法的君主としては、臣民の良心に介入する教育勅語は

出せないと考えていたこと。

②しかし、井上は、その一貫する仁君的君主像のゆえに、人民に道徳を指導注入する役割を天皇に認め、したがって政治的君主の詔勅とは異なる「社会上ノ君主ノ著作広告」として教育勅語を出すべしと考えていたこと。

③このような井上の君主像における伝統と近代の妥協は、単に教育勅語の発布形式においてだけでなく、その徳目内容に関する彼の見解にも認められ、井上は儒教的五倫を西洋にも通ずる普遍道徳とすることによって、伝統的倫理と近代的倫理の接合をはかろうとしたこと。

しかし、実際には、教育勅語は文部大臣に下賜され、また勅語に「常ニ国憲ヲ重ンシ」が付け加えられたため、「社会上ノ君主ノ著作広告」たりえず、政治的君主のままに臣民の良心に介入することになったとし、井上の考えた「立憲君主」像は貫徹できなかったことを指摘する。

「むすび」においては、もし井上の主張が実現したならば、天皇における伝統と近代の矛盾は解決したかと問題提起し、結局井上は、教育勅語において天皇に私的存在としての「社会上ノ君主」を認めたため、井上が近代と伝統を接合しうる唯一の君主像として示した「しらす」型君主像（純粋に公的な存在としての君主像）が自己破綻に陥ったと指摘し、さらに、井上の天皇像は明治国家が示し得た理想的天皇像であったが故に、井上の天皇像の破綻は、明治天皇制における伝統と近代の接合の破綻を示すものであったと結論する。

論文審査の結果の要旨

明治国家とそこにおける天皇を解明する際、井上毅の国家・君主理念と現実を素材とすることは近年の研究のひとつの特徴となってきたが、本論文は其中で、井上毅の天皇像・国体観に関する最も詳細な研究のひとつとして位置づけられる。

そして本論文は、井上の天皇像と国体観の分析という独自の視点により、近代日本における伝統と近代の矛盾を明らかにすることに基本的に成功しており、以下の諸点は本論文の独創的な論点と認められる。

①井上が一貫して社会秩序の安定を重視していたことは、既に坂井雄吉によって指摘されているが、それが井上における国体至上主義と結合していたことを明らかにした点。

②井上の「しらす」型統治原理の発見が、井上における西洋的近代化の是認と中国批判から出現したことを指摘した点。

③井上における儒教的仁が皇統の神聖への転形したことを指摘した点。

④それによってかえって井上において近代的君主制における大臣責任制と符号しえたことを指摘した点。

⑤④の論点にもかかわらず、井上の「しらす」型統治論は、近代的統治原理と矛盾する面をもっていること、および井上における「社会上の君主」と政治的君主の峻別は、結局伝統と近代の矛盾を

解決しえなかったことを解明したことにより、教育勅語成立時において、井上の天皇像が自己破綻したことを指摘した点。

しかし、なお今後検討する余地のある問題として以下の点を指摘できる。

①井上にもかならずしも一貫しない面があったことをどう処理するかという問題である。それには井上が上部の政治的指導者に仕える官僚でもあったことを認識する必要があること。

②明治国家の理念的天皇像が自己破綻に陥ったとするなら、明治国家はこの問題をそののちどのように「解決」していこうとしたのかについての見通しを持つこと。

③井上の中国古典引用上の誤りについても留意すること。

以上の様な検討課題は今後に残されるとしても、解読困難なものを含む井上毅文書をよく読みこなし、上述のような独創的論点を呈示し得たことは、今後の明治国家研究、近代天皇制研究、井上毅研究に資するにその功績大なるものがあると考えられる。

よって、本審査委員会は論文提出者林珠雪が博士（学術）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定する。